

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては<u>保健福祉室児童障がい福祉課長、</u> <u>県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室</u>にあっては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあっては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては<u>保健福祉室福祉課長、</u> <u>県南広域振興局保健福祉環境部</u>にあっては<u>保健福祉室の</u>福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあっては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>4 3に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部に<u>あっては保健福祉室児童障がい福祉課長、</u> <u>県南広域振興局保健福祉環境部</u>にあっては保健福祉室福祉課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>4 3に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部<u>及び</u> <u>県南広域振興局保健福祉環境部</u>にあっては、<u>保健福祉室福祉課長</u>）である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>11 広域振興局土木部ダム管理事務所、<u>広域振興局土木部及び土木部土木センターのダム建設事務所並びに盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、</u> <u>県南広域振興局土木部北上土木センター、</u> <u>遠野土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター</u>（以下「<u>広域振興局土木部ダム管理事務所等</u>」という。）の出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>11 広域振興局土木部ダム管理事務所<u>並びに盛岡広域振興局土木部築川ダム建設事務所及び</u> <u>岩手土木センター、</u> <u>県南広域振興局土木部北上土木センター、</u> <u>遠野土木センター及び千厩土木センター並びに</u> <u>沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び</u> <u>大船渡土木センター住田整備事務所</u>（以下「<u>広域振興局土木部ダム管理事務所等</u>」という。）の出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	